

○筑紫女学園大学の公的研究費に係る間接経費の配分方針及び配分比率等に関する  
取扱細則

平成27年10月8日

規程第7号

最近改正 平成30年5月31日

(趣旨)

第1条 この細則は、筑紫女学園大学の公的研究費に係る間接経費取扱内規（平成20年規程第2号）第4条第2項の規定に基づき、公的研究費に係る間接経費の使用に関する取扱いに関し、具体的な事項を定めるものとする。

(方針及び目的)

第2条 筑紫女学園大学（以下「本学」という。）は公的研究費に係る間接経費を有効活用するため、公的研究費を獲得した本学研究者（以下「研究者」という。）及び本学事務局を対象に間接経費の配分を行うこととする。

- 2 研究者及び本学事務局は、間接経費導入の趣旨を十分に理解し、計画的かつ適正な執行を行わなければならない。
- 3 間接経費の配分は、研究者の研究開発環境の改善や本学の機能向上等に活用し、他研究機関との競争を促し、研究の質を高めることを目的とする。

(配分基準)

第3条 本学は、間接経費のうち研究者に対し、原則として次の各号に掲げる比率で配分（以下、「インセンティブ配分」という。）を行う。

- (1) 研究代表者 30%
- (2) 研究分担者 20%

- 2 前項各号に規定するインセンティブ配分の残余は本学事務局に配分する。
- 3 第1項各号に規定する配分比率は、必要に応じて、筑紫女学園大学における公的研究費の適正運用に関する規程（平成20年程第1号。以下「規程」という。）第3条に規定する最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）が決定する。
- 4 研究者からインセンティブ配分の辞退があった場合には、本学事務局への配分と合算し、本学の機能向上に活用する。

(使途範囲)

第4条 研究者は、インセンティブ配分された間接経費について、研究者自身の研究開発環境の改善を目的としたものに使用しなければならない。

2 本学事務局は、第3条第2項に規定する配分された間接経費について、本学の機能向上を目的としたものに使用しなければならない。

(執行手続き及び使途決定)

第5条 研究者がインセンティブ配分により物品を購入する場合、所定の様式にて事前申請を行い、最高管理責任者が決定する。

2 本学事務局が間接経費を使用する場合、所定の書式にて申請を行い、規程第4条第2項に規定する統括事務管理責任者が決定する。

(調達と管理)

第6条 研究者がインセンティブ配分により、20万円を超える物品を購入する場合は、執行担当部署にて発注業務を行うこととする。

2 前項に規定する購入した物品の管理については、公的研究費の直接経費と同様の取扱いをするものとする。

(説明会の実施)

第7条 本学は、研究者を対象に、間接経費導入の趣旨並びにインセンティブ配分の意図及び使途等について説明会を実施し、間接経費の適正な執行を促さなければならない。

(事務)

第8条 間接経費の使用に関する事務は、大学総務部が担当する。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、大学執行部会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成27年10月8日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年5月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成30年6月1日から施行する。